

A3

A4

業務委託契約書

特定非営利活動法人在宅就労支援事業団を委託者とし、小波津 雅美 を受託者として、
委託者・受託者間において次のとおり業務委託の契約を締結した。

第一条 (目的)

委託者・受託者協力のもとに品質の向上と社会への貢献及び事業の繁栄に寄与することを目的とする。

第二条 (業務委託の内容)

委託者は受託者に業務委託及び付帯する作業を発注し、受託者はこれを完成する。

1. 在宅（室内）作業 2. DM、チラシ配布作業 3. 軽作業

第三条 (発注から完了)

委託者は業務を受託者へ発注する際、発注指示書に作業内容・作業料金を明記し、受託者へ発注を行う。受託者は委託者の指定する期間で作業を完了させ、委託者の指定する期日に納品し終了するものとする。

第四条 (報酬)

報酬は完全出来高払いとする。受託者は、毎月10日までに前月の出来高に関する伝票等を添えて、報酬の計算書を委託者に送付する。委託者は毎月末日をもつて締切り在宅作業の場合は翌月末日、その他作業の場合は翌々月16日に受託者の指定する郵便局口座に振込むものとする。

第五条 (解約)

委託者または受託者は、2ヶ月前に予告することによって、本契約を解約することができる。

第六条 (解除)

受託者が、本契約の各条項のいずれかに違反した場合、委託者は、何ら催告することなく本契約を解除することができる。

第七条 (機密保持)

委託者・受託者は本契約の有効期間中及び終了後は、本契約に基づいて相手から開示され又は知徳した全ての情報を秘密に保持するものとし、そのための万全の措置を講ずるものとする。

第八条 (期間)

本契約の期間は1年間とし、委託者・受託者から期間満了の2ヶ月前までに更新拒絶の申入れがなされないかぎり、自動的に更新されるものとする。

第九条 (協議)

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項について
は、委託者・受託者誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

上記のとおり、業務委託契約が成立したので、これを証するため本契約書を2通作成し、

委託者・受託者各署各押印し、各1通を所持する

平成23年 4月 27日

委託者

熊本市九品寺5丁目9番1号

特定非営利活動法人在宅就労支援事業団

理事長 田中良明

受託者 住所 菊池郡菊陽町津久えい363-1

氏名 小波津 雅美 印

賛同者 住所 同上

氏名 小波津 健太 印